

令和元年5月29日
開会14時00分

○花田議長

こんにちは。議会開会前に事務局から人事異動に伴う職員の紹介を行います。
花田事務局長。

○花田事務局長

(自己紹介、職員紹介)

○永島消防長

(職員紹介)

○花田議長

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しております。よって、令和元年第2回宗像地区事務組合議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布をしているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本、臨時会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、15番江上議員、2番田中議員を指名いたします。

次に入ります。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に入ります。

日程第3「諸報告」に入ります。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様こんにちは。本日、令和元年第2回臨時会が開催されるに当たりまして、ご挨拶並びに議案の概要をご説明申し上げます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。お礼申し上げます。

さて本議会では4つの案件を提案させていただいております。

まず第13号議案でございます。福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体の変更に伴いまして、規約の変更を専決処分により行ったため、承認を求めるものでございます。

次に第14号議案。働き方改革による時間外勤務に係る上限の設定に伴いまして、勤務時間等に関する条例の一部改正を専決処分により行いましたため、承認を求めるものでございます。

次に第15号議案です。消防車両の更新に伴いまして財産の購入契約に係る議決を求めるものでございます。

続きまして第16号議案、こちらは総務省令の改正に伴いまして、住宅用防災機器の設置免除の場合を追加するために、火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。以上いずれも重要な案件でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま申し上げました4議案とは別に、本議会、開催告示後に、総務省令の改正が1件ございまして、本日これに伴う条例の一部改正案を追加議案として提案する準備をいたしているところでございます。

詳しくはこちら後ほどご説明させていただきます。併せてご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○花田議長

次に入ります。

日程第4 第13号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の13ページ、第13号議案について説明をいたします。

議案書の右下に議案番号を付しておりますので以下の議案説明の際もそちらをご確認ください。

第13号議案「専決処分の承認について」福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、平成31年3月22日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年5月29日提出宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁 次に提案理由でございます。

平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により、福岡県市町村職員退職手当

組合から脱退する。

また、平成 31 年 4 月 1 日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。これらのこととに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

宗像地区事務組合は県下の地方公共団体で組織する退職手当組合に加入しております。加入団体が平成 31 年 3 月末日の 82 団体から 4 月 1 日に 79 団体にかわることに伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、規約変更について専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。4 つの団体について解散と申し上げましたが、具体的には表の右側の下線部分の、ふくおか県央環境施設組合と飯塚市・桂川町衛生施設組合は、表の左側下線部分のふくおか県央環境広域施設組合に統合されたものです。また、表の右下の浮羽老人ホーム組合と東山老人ホーム組合は民営化による解散でございます。

以上で第 13 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 13 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 14 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 14 ページ、第 14 号議案について説明をいたします。

第 14 号議案「専決処分の承認について」宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について平成 31 年 3 月 22 日付けで、専決処分したので報告し承認を求める。令和元年 5 月 29 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由でございます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が施行されることを受け、宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。いわゆる働き方改革により、国家公務員に準じて時間外勤務の上限設定を行ったものでございます。議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分により条例を改正し、詳細は施行規則に委任して、規定しております。

具体的な改正点につきましては、時間外勤務を原則として月 45 時間以下、年 360 時間以下ということで上限を設定いたしました。ただし、他律的な業務の比重の高い部署は、月 100 時間未満、年 720 時間以下 2 ないし 6 カ月平均のいずれも 80 時間以下、月 45 時間超えは年 6 カ月までという条件で勤務することが可能です。

なお、さらに例外といたしまして、大規模災害への対処等の重要な業務につきましては、特例業務としていずれの上限を超えることが可能ですが、要因の整理や分析、検証が必要となります。

以上で第 14 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 14 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 15 号議案「財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 15 ページ、第 15 号議案について説明をいたします。

第 15 号議案「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するものとする。令和元年 5 月 29 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1、取得する財産の種類等 水槽付消防ポンプ自動車 1 台

2、取得価格 9845 万円 うち消費税及び地方消費税の額 895 万円。

3、契約の相手方

福岡市中央区長浜 2 丁目 3 番 40 号

愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役 緒方健一

次に、提案理由でございます。

福津消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入するため、平成 31 年 4 月 25 日、随意契約により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議会の議決に付すべき契約案件のうち、動産の購入につきましては、予定価格 2,000 万円以上のものが対象となることから、本議案を提出しております。

次に、随意契約となった経緯を説明させていただきます。

本件は、制限付き一般競争入札を行いました。

4 月 4 日に当組合のホームページに入札公告を掲載すると共に、入札参加資格の 1 つである、競争入札参加資格等の有資格者名簿に登載され、消防自動車の取り扱いのある 15 者に入札案内を行い、うち 9 者より入札参加希望がございました。

これら 9 者にて、4 月 25 日に入札をその場で 3 回実施いたしましたが、落札に至らな

かつたことから、本組合の入札ルールに従い、3回目の最低入札業者である、愛知ポンプ工業株式会社から、見積書の提出を受けたところ、予定価格を下回ったため随意契約により仮契約を締結しました。

これは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「再度の入札に付し落札者がないとき」に認められる随意契約であります。

別紙で水槽付消防ポンプ自動車の概要、及び入札結果を配布しておりますので、ご確認願います。以上で第15号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 中村議員。

○中村議員

6番中村です。2点お伺いします。まず水槽容量1500リットルで、これはフルで使った場合、何分もつかという事と、この入札結果のときに、2回目、3回目と辞退されたときの理由がわかれればお願ひいたします。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

まず1点につきましてですね、水槽の仕様に基づき何分放水が可能かという質問につきましては、詳細につきましてはそれぞれの部署でそういった防ぎよ戦術に詳しい警防課長に回答させます。

○花田議長

北野警防課長。

○北野警防課長

警防課長の北野です。通常の放水量につきましては、放水のノズルの方で調整ができる資機材を購入していただいております。現場到着後1分間に230リットルぐらい放水を最初はしております。6分半の放水が可能と。中継が来ましたら360リットル放水に変えまして、1500リットルですと4分、という放水時間になります。以上です。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

次長の力丸でございます。

入札結果表のほうを配付させていただいておりますけれども、2回目の入札で、5者が辞退されています。

この理由につきましては、詳細なところ私ども伺うことできませんが、その入札される会社で用意された金額に見合わなかったということで判断しております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第15号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第16号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の16ページ、第16号議案について説明をいたします。

第16号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和元年5月29日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

次に提案理由でございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）及び、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）の公布に伴い、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたので条例案を提出するものでございます。

2 枚目の新旧対照表をごらんください。改正点は 3 つございます。

1 つ目は、日本工業規格の名称変更による第 16 条第 1 項の改正です。

不正競争防止法等の一部を改正する法律により、いわゆる J I S 規格である日本工業規格が、日本産業規格の名称に変わります。

これは近年、情報技術の革新が進み、ものづくりだけではなく、データやサービスへも J I S 規格の対象を拡大することに伴うものでございます。

2 つ目は、閉鎖的スプリンクラーヘッドに係る文言の見直しでございます。

総務省令の改正に伴い、第 29 条の 5 第 1 号で「作動時間が 60 秒以内」の表記を「種別が 1 種」の表記に改めます。

3 つ目は、住宅用防災警報機器等の設置の免除に係る改正でございます。

住宅の関係者は従来、第 1 号から第 5 号までの 5 つの場合においてこれを設置しないことができるとしておりました。

今回、総務省令の改正に伴い、設置しないことができる場合をひとつ追加するものでございます。

具体的には、表の左下の第 6 号を挿入する部分でございますが、特定小規模施設用自動火災報知設備を取りつけることにより、住宅用防災警報機等を設置しないことができる、とするものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からを予定しており、第 16 条第 1 項の改正規定の施行は令和元年 7 月 1 日を予定しております。

以上で第 16 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 16 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、組合長から追加議案の申し出がありましたので、事務局に議案等を配付させます。暫時休憩としますので、席でお待ちください。

(1 分休憩)

○花田議長

会議を再開します。お諮りします。

ただいま配付をいたしました第 17 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」の 1 議案を追加議案として日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」の 1 議案を日程に追加し議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 17 号議案について説明をいたします。

本議案は、国の関係政令の改正が 5 月 24 日に公布されましたので、日程の都合上、追加議案とさせていただいております。

第 17 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和元年 5 月 29 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁 次に提案理由でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部が改正されたことに伴い、宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、条

例案を提出するものです。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」とは、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務の標準手数料額を定めるものですが、消費税及び地方消費税の率の見直しが実施されたことから、本組合の手数料のうち、危険物の貯蔵タンクの設置許可に関する事務手数料を政令に合せて増額改正するものでございます。改正の金額は、直近の入件費単価や、物件費単価の変動を反映したものです。

今回は、物件費単価の算定において、消費税及び地方消費税の 2%分の増額が反映されております。

改正内容につきましては、次の 2 枚目の新旧対照表をごらんください。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係るものでございます。表の下部分で、危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のものに関して、現行 158 万円から 159 万円の 1 万円の増額としております。

続いて 3 枚目をお開きください。

2 枚目と同様に、それぞれ最大貯蔵数量に応じた改正として、194 万円から 195 万円の増額、及び 226 万円から 227 万円の増額しております。

なお、本条例の施行は令和元年 10 月 1 日を予定しております。

以上で第 17 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。米山議員。

○米山議員

この場合の危険物は具体的にどういったものを指すのか。例えばガソリンであるとか、プロパンガスとか、いろいろあると思うのですが、その種類について詳細に説明願います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

消防長の永島でございます。

まずは、ご参考までに、ご説明しますが、今回お願いしております改正案のタンクにつきましては当本部の管内にはございません。特に福岡市の高速の海岸道路のほうにございますが、ああいったところのタンクを想定していただければ大体イメージがわかると思います。中身の危険物種類につきましては、担当予防課長から説明させます。

○花田議長

神谷予防課長。

○神谷予防課長

予防課長の神谷です。今回の特定屋外タンクにおきましては、ほぼ工業地帯のところに存在するタンクでありますので、重油等が主に貯蔵されるものとなっております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。高山議員。

○高山議員

4番高山でございます。この条例は令和元年10月1日から施行すると規定がされております。公布日はいつになるのか教えていただければと。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

公布日につきましては5月29日となっております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

植木議員。

○植木議員

今回の手数料の引き上げについては、先ほどの説明では、諸物価の値上げ、あるいは消費税の2%引き上げというような説明がなされたのですが、この消費税の引き上げについては、今、各自治体で関連するような法案が提案をされていると思います。消費税の引き上げについてはまだ内閣はそういう方向で進めたいという意向になってはいますが、今の経済状況から見てこれがどうなのかということについてはまだ若干、不透明なところがある。もし、この消費税が10%に引き上げられないとすれば、この条例案は、そのときにはどういう手続をとられるおつもりですか。

○花田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

消費税が引き上げられなかった場合につきましては、当然その際に、国からの政令が出るものだというふうに判断しております。その政令に基づきまして、組合のほうも処理をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 17 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

○花田議長

賛成多数であります。よって第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句数字等の整理訂正是議長に委任することに決しました。これをもちまして本日の日程は終了いたしました。よって、令和元年第 2 回臨時

会を閉会いたします。

閉会 14 時 33 分